

「港区役所における自動販売機（清涼飲料水）に係る
名古屋市有地の一次貸付」仕様書の変更点について

2. 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

変更前	変更後
(5) 災害時にも自動販売機が稼働できるように、 <u>非常用電源として2日間程度稼働するバッテリーを備え付けて</u> いること。	(5) 災害時にも自動販売機が稼働できるように、 <u>必要な措置を講じること。</u>